

○総合事業・運営規程の作成上の留意事項について

平成 29 年（2017 年）12 月

宝 塚 市

総合事業の指定申請（新規申請）の手続きにおいて、平成 29 年度が予防給付と総合事業の制度移行期に当たることから、介護給付・予防給付・総合事業を一体的に実施する事業所の「運営規程」の作成上の留意事項は、以下のとおりですのでお知らせします。

1 運営規程に記載されたサービス事業は、事業開始予定日時点で、次の①～③の制度改正等の流れを適切に反映していることが必要です。

- ① 平成 29 年 4 月 1 日、宝塚市が総合事業を開始しました。
- ② 平成 30 年 3 月 31 日、医療介護総合確保推進法の規定により、予防給付の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」が廃止されます。
- ③ 平成 30 年 4 月 1 日、予防給付の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の利用者は、すべて総合事業の「現行相当サービス」への移行を完了します。

●訪問系サービス（例）

区分	平成 29 年 3 月 31 日時点	平成 29 年 4 月 1 日時点	平成 30 年 4 月 1 日時点
介護給付	指定訪問介護事業	指定訪問介護事業	指定訪問介護事業
予防給付	指定介護予防訪問介護事業	指定介護予防訪問介護事業	
総合事業		指定介護予防訪問型サービス事業	指定介護予防訪問型サービス事業

●通所系サービス（例）

区分	平成 29 年 3 月 31 日時点	平成 29 年 4 月 1 日時点	平成 30 年 4 月 1 日時点
介護給付	指定通所介護事業	指定通所介護事業	指定通所介護事業
予防給付	指定介護予防通所介護事業	指定介護予防通所介護事業	
総合事業		指定介護予防通所型サービス事業	指定介護予防通所型サービス事業

注 総合事業のサービス名は、市町村によって異なります。上表内の「指定介護予防訪問型サービス事業」「指定介護予防通所型サービス事業」は、宝塚市独自のサービス名に基づく事業名です。

2 運営規程に記載するサービス事業は、総合事業の事業開始予定日により、次のとおり区別することが考えられます。

- ① 事業開始予定日が平成 30 年 3 月 31 日までである場合
 …運営規程の「事業の目的」等の規定に、事業所で一体的に実施する**介護給付・予防給付・総合事業**を一括して記載。
- ② 事業開始予定日が平成 30 年 4 月 1 日以降である場合
 …運営規程の「事業の目的」等の規定に、事業所で一体的に実施する**介護給付・総合事業**を一括して記載。

3 ただし、運営規程は、事業所が実施しているサービス事業ごとに個別に作成することも、サービス事業を一本化して作成することも可能です。

運営規程に記載するサービス事業を一本化しない場合は、単に、総合事業のサービス事業を記載するだけです。前ページの2のように、記載するサービス事業を、事業開始予定日に応じて区別する必要はありません。

4 以上のことについては、この総合事業サイトに掲載している「平成30年3月31日まで」と「平成30年4月1日以降」の「運営規程（参考）」も併せて参照してください。

(1) 参考例の第1条・第2条の「要支援相当の状態」とは、総合事業の「事業対象者」の場合を意味します。

(2) タイトルで「運営規程」と記載すべきところを、間違って「運営規定」と記載されているケースが散見されますので注意してください。

☞ 文書のタイトルでは、「規程」を使用し、文中には、「第〇条に規定する…」と使用します。